

うろ五、かくの間をのぞきて、それより南方へ四間ごととあり、二間のまへ、をのくすはうのつ
なにかけたり、火たき屋の火をめして、これをともし、殿上だいはんの上下とい小板じきのまへ
の小庭とる渡殿と中略夜のおとりのかいともし、御手水のまより、内侍もちてまいりて、四のす
みのとうろにともす、

〔本朝文粹九〕賦雨夜紗燈應製于時九

菅贈大相國○菅原

宮人入夜殿上攀燈例也、于時重陽後朝、宿雨秋夜、微光隔竹、疑殘螢之在叢、孤點籠紗、迷細月之插霧、
臣等五、六人奉勅見之、不足、應制賦之云爾、謹序、

〔源氏物語二〕木一ひとくわた殿より出たる、いづみにのぞみゐてさけのむ○中かみいできて、と
うろかげそへ火あかくか、げなどして、御くだ物ばかりまいれり、

〔平家物語三〕とうろの事

すべて此大臣盛重はめつざい玄やうせんの心ざしふかうおはしければ、當來のふちんをなげ
き、六八弘誓の願になぞらへて、東山のふもと四十八けんの精舎をたて、一間に一づ、四十八の
とうろをかけられたりければ、九品の臺めのまへにかやき、光ようらんけいをみがひて、淨
土のみざりにのぞみぬるがごとし○中それよりしてこそ此大臣を、とうろの大臣とは申け
れ、

〔明良洪範二十三〕板倉重宗諸司代ノ節、播州明石ノ城主へ申サレシハ、貴殿城内ニ古來ヨリ人丸
ノ社コレ有由承リ及ビ候ガ、人丸ハ和歌三人ノ内ニテ候程ニ、歌道ヲ執心致シ候者ハ、僧俗トモ
參詣申度ト願フニテ、御城内ノ事故ニ遠慮有テ、空シク打過候事ニテ候、諸人ノ爲ナレバ御社ヲ
御城外へ移シ出サレ、海邊ノ高ミニ建ラレ、往來ノ者モ參詣仕候様ニ成サレ候ラハ、我等モ燈
籠ヲ寄進申スベクト有シカバ、城主モ重宗ノ申サル、事ナレバ、餘儀ナク海邊ノ高キ所へ移サ